

事務局説明資料

令和5年11月6日

総務省 サイバーセキュリティ統括官室

1. これまでの会合を踏まえた各論点及び方向性案

論点① eシールの定義

論点①- 1 「eシール」という用語を「措置」/「データ」のいずれと捉えるか

論点①- 2 「eシール」という用語の名称

論点①- 3 eシールの定義に盛り込むべき要素

論点② eシール用証明書のレベル分け

論点③ 電子証明書の発行対象となる組織等の範囲、組織識別子

論点④ 電子証明書上でトラストサービスの種別を識別する方法

2. 中間取りまとめ骨子（案）

3. 今後のスケジュール

論点

- ・ 「eシール」という用語を「措置」又は「データ」のいずれとして捉えるか。

参考：「eシールに係る指針」における定義

電子文書等の発行元の組織等を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降当該文書等が改ざんされていないことを確認する仕組み

これまでの議論で挙げた主な意見（抜粋）

- ・ eIDAS等における定義も踏まえ、「措置」ではなく、「データ」と記載すべき（第1回）
- ・ 「措置」は行為を表すものであり、定義としていかなるものか。eIDASでは「データ」と定義されており、実際に「データ」としての使い方がなされている（第2回）

検討会での議論を踏まえた事務局の見解

- ・ 電子署名法との並びを取ると「措置」となるが、「eシール」については総務大臣告示で制度化することを想定しており、必ずしも電子署名法と同様に「措置」とすることが求められているわけではない。
- ・ 第1回・第2回検討会の議論では、eIDAS規則等を参考とした上で、「eシール」を「データ」と定義することが適切との意見が大半であり、本検討会での議論を尊重すると「データ」とすることが適切と考えられる。
- ・ 「eシール」について、「措置」ではなく、「データ」と定義することは直感的にも理解しやすく合理的であると思われるため、事務局案としては、「eシール」という用語を「データ」として整理することとしたい（←本日結論を出したい事項）

論点

・「eシール」に和名での正式名称を設けるか。

参考：第2回検討会で事務局から示した和名候補案

- | | |
|---------------------|------------------|
| ・組織保証（そしきほしょう） | ・電子表章（でんしひょうしょう） |
| ・電子押印（でんしおういん） | ・電子標章（でんしひょうしょう） |
| ・電子刻印（でんしこくいん） | ・電子標付（でんししるしつけ） |
| ・電子社印（でんししゃいん） | ・電子封印（でんしふういん） |
| ・電子組織標示（でんしそしきひょうじ） | ・電子紋章（でんしもんしょう） |

これまでの議論で挙げた主な意見（抜粋）

- ・ “シール”は暗号という意味で使われることが多いため、利用者がよりイメージしやすい名称とすべき（第1回）
- ・ 「eシール」という用語は既に様々な場面で使用されているため、「eシール」のままで良いのではないか（第2回）
- ・ 「電子データ発行元証明」はどうか（第2回※）

※チャットでの御発言から抜粋

検討会での議論を踏まえた事務局の見解

- ・ eシールの名称に関しては、第1回・第2回の議論において、俗称として既に使われている「eシール」という名称を維持すべきという意見と、「eシール」の機能等に着眼し、別の名称を付けるべきとの意見が併存している。
- ・ 「eシール」に類する名称が商標登録済みであるが、「eシール」という言葉は広く使用されている「普通名称」と解釈でき、「eシール」という名称をそのまま使用することも可能であるため、**「eシール」という名称から変更しないという方針も考えられるがいかがか（←引き続きの検討事項）**
- ・ 本論点については、最終的に意見が一つに集約されなかった場合においては、本検討会での議論を踏まえた上で、座長に決定してもらうこととしたい。

論点

- ・ 「eシール」の定義に盛り込むべき要素は何か。eIDASも参考に、“origin”（起源）や“integrity”（完全性）といった要素も盛り込むか。

参考：eIDASにおける“electronic seal”の定義

‘electronic seal’ means data in electronic form, which is attached to or logically associated with other data in electronic form to ensure the latter’s origin and integrity;

これまでの議論で挙げた主な意見（抜粋）

- ・ （第2回検討会で事務局が提示した）定義案では「組織等の作成に係るもの」と記載があるが、法人が文書を作成できるのか。eIDASも参考にしながら、定義案は精査する必要がある（第2回）

検討会での議論を踏まえた事務局の見解

- ・ 「組織等」を文書の作成主体とした前回の定義イメージについては精査の必要がある。
- ・ 「eシール」を「データ」とした捉える場合には、eIDASの規定も参考に、データの「起源」や「完全性」について規定することが適当か。
- ・ 上記の考え方に従った場合の定義イメージとして以下があり得るか（←引き続きの検討事項）

参考：「eシール」の定義イメージ

「eシール※1」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録された情報（以下「電子データ」という。）に付与された又は論理的に関連付けられた電子データであって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 **当該情報の起源**を示すためのものであること。
- 二 **当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができる**ものであること。

※1：正式な名称は前頁で検討。

論点

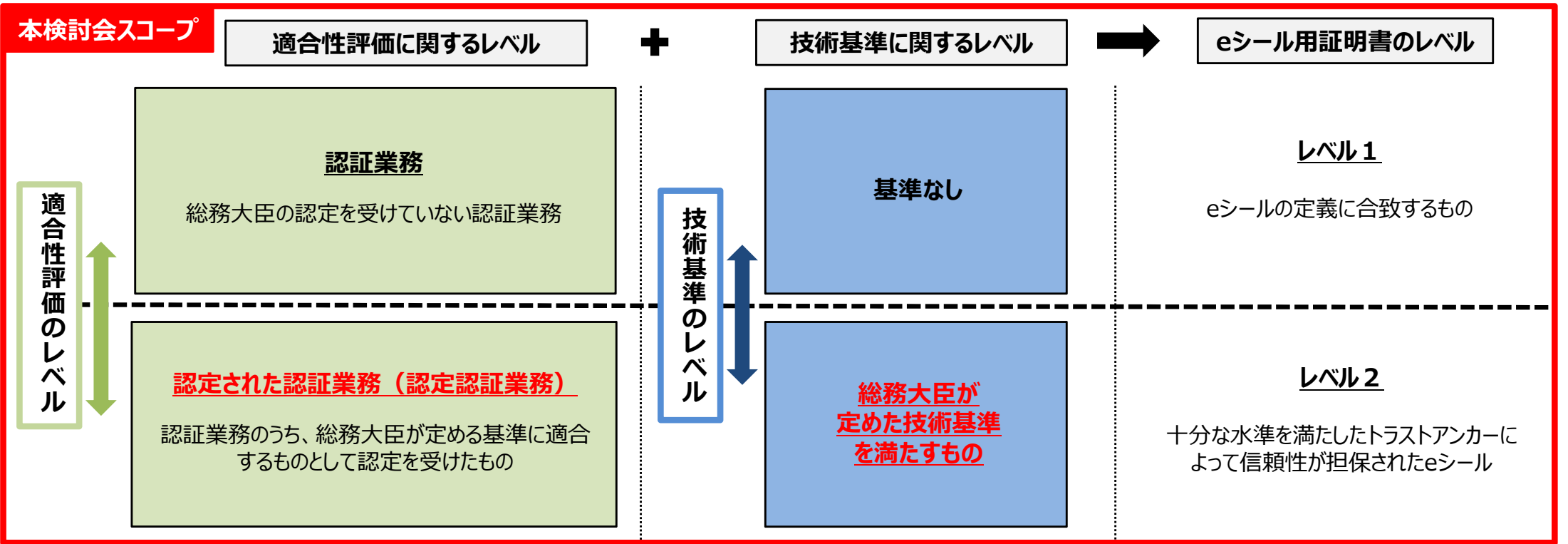
- ・ 「eシールに係る指針」では、発行元証明の信頼性を担保するための措置の水準に応じてレベル分けを行っているが、この整理を維持するか。電子署名法のように、「認証業務」に着目したレベル分けを行うか。

これまでの議論で挙げた主な意見（抜粋）

- ・ レベル分けは非常に重要な論点。導入コストが高くなり、バランス感覚を持った制度設計が重要（第1回）
- ・ （「eシールに係る指針」における）“レベル3”の制度設計等の検討も重要だが、“レベル1”や“レベル2”がeシール活用のボリュームゾーンであり、これらのeシールの活用を抑制しないような配慮が必要（第1回）
- ・ 特定認証業務について、自己宣言だけでは制度としてなかなか根付かない。技術的要件の充足を確認するような制度として、認定制度でなくても、事後監督の仕組みなどが必要ではないか（第2回）
- ・ eシールの定義上で一定の技術的要件を課すと、当該技術的要件を満たさないものは「eシール」と呼べなくなるが、それが妥当であるかは検討が必要（第2回）
- ・ eシールの定義上で一定の技術的要件を課すことは、（「eシールに係る指針」における）“レベル1”や“レベル2”の普及を妨げる方向性になってしまうと懸念（第2回）
- ・ 「技術基準に関するレベル」と「適合性評価に関するレベル」を分けて考えるべき（第2回）
- ・ 長期的な検討課題として、国際的に流通可能なeシールのレベルを考えることも必要（第2回）

検討会での議論を踏まえた事務局の見解

- 検討会におけるこれまでの議論では、「eシール」の定義自体に一定の技術的要件を規定することは技術中立性の観点等からも望ましくないという意見が大半であり、これらの意見を踏まえて整理することとしたい。
- また、レベル分けの観点としては、「技術基準に関するレベル」と「適合性評価に関するレベル」の両面から整理することとし、利用者が自身のニーズに応じて異なる「eシール用証明書のレベル」を選択できるようにしたい（なお、本認定制度は総務大臣告示で制定することを踏まえると、事後監督のような複雑な制度設計は避けることとしたい。）
- 上記を踏まえ、「**eシール用証明書のレベル分け**」は、**下図のように整理したい**（←本日結論を出したい事項）
- なお、下図においては、総務大臣の認定制度に着目したレベル分けを行っているが、総務大臣の認定制度とは別に、認証局の信頼性等を確保するために民間団体等が自主的に行う取組を妨げるものではない。



中長期的な課題として、国際相互承認を見据えた上位レベルが存在

論点

- ・ **個人事業主を識別する識別子として適切な公的な番号体系はあるか。**

これまでの議論で挙げた主な意見（抜粋）

- ・ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において記載されている「個人事業主の番号体系」の検討状況はどうなっているか（第2回）
- ・ 個人事業主の登録番号として、適格請求書発行事業者登録番号を識別子に使用できないか（第2回）

検討会での議論を踏まえた事務局の見解

- ・ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に記載のある「個人事業主の番号体系」については、デジタル庁において検討中。
- ・ 適格請求書発行事業者登録番号については、個人事業主の場合、公表サイトにおいて掲載される情報が「登録年月日」、「登録番号」及び「名称」に限られており、**同姓同名の個人事業主を確実に見分ける方法がない。**
- ・ 加えて、適格請求書発行事業者登録番号を用いる場合、非課税の個人事業主をどのようにして捕捉するかという問題が残る。
- ・ 従って、個人事業主を識別するための識別子については、本年度中に早急に結論を出すことはせず、**デジタル庁における「個人事業主の番号体系」の動向も注視し、引き続きの検討課題としたい（←本日結論を出したい事項）**
- ・ なお、**認定制度の対象外となるが、民間企業コード等を識別子として使用するeシール用電子証明書の発行対象として個人事業主等を含むことは可能。**

論点

- **電子証明書上でトラストサービスの種別を機械判別できるように、共通証明書ポリシーOID体系を設計するか。**

これまでの議論で挙げた主な意見（抜粋）

- 電子署名とeシールの証明書を判別するのであれば、鍵用途と拡張鍵用途エクステンションを使えば良いのではないか（第2回）
- 共通証明書ポリシーOIDのレベル7以下について、各トラストサービスの所管官庁など、他箇所では管理することは避けた方が良い（第2回）
- 鍵使用目的と拡張鍵使用目的を使用して、eシールを区別するには日本独自の仕様を定めなければならない、共通証明書ポリシーOIDは必要である（第2回）

検討会での議論を踏まえた事務局の見解

- EUを始めとする各国との国際相互運用性の確保の観点から、共通証明書ポリシーOIDを用いて、電子証明書上でトラストサービスの種別を識別できる手法を採用したい（←本日結論を出したい事項）
- 共通証明書ポリシーOIDのレベル7以下を管理する所管省庁やトラストサービス全体のOID体系については事務局にて各関係省庁と調整中である。

「中間取りまとめ」の項目（案）

第1章 eシールとは

第2章 政府における検討経緯

第3章 国による認定制度の創設

- 総務大臣による認定制度創設の必要性 等

第4章 個別論点と方向性

- eシール用証明書のレベル分け、電子証明書の発行対象となる組織の範囲 等

第5章 今後の課題

- 国際間でのデータ流通におけるeシール活用の可能性
- eシールの普及を図る上での課題整理 等

2023年(令和5年)		2024年(令和6年)		
11月	12月	1月	2月	3月
<p>第3回 (11/6)</p> <p>▼</p>	<p>第4回 (12/8予定)</p> <p>▼</p> <p>第4回で扱う論点 ・中間取りまとめ案 等</p>	<p>第5回 (1月中旬予定)</p> <p>▼</p> <p>第5回～第7回で扱う論点 ・認定制度の設計 等</p>	<p>第6回 (2月上旬予定)</p> <p>▼</p>	<p>第7回 (3月上旬予定)</p> <p>▼</p>

中間取りまとめ
(パブリックコメントも実施予定)

最終取りまとめ
(パブリックコメントも実施予定)

※スケジュール及び検討内容は変更の可能性あり